

郵便料の現金予納等のお願い

【以下は、大阪地方裁判所第14民事部での取り扱いです。管轄（債務者の普通裁判籍）が堺支部及び岸和田支部の場合は、各支部の窓口にご直接お問い合わせください。】

債務者の預貯金債権等の情報取得手続（民事執行法207条）では、第三者である金融機関等は報酬及び必要な費用として情報の提供1回につき2,000円を請求することができ、同事件の申立てに当たり、申立人は民事執行予納金として、情報の提供に対応する金額を現金で予納していただく必要があります。

また、この手続（給与債権に係る情報取得手続を含む。）で必要となる郵便料についても、報酬等とあわせて現金での予納をお願いしています。

予納金の納付がない限り、手続を進行することができませんので、申立ての日から1週間以内に納付していただきますようお願いいたします。

1 予納金額

① 債務者の預貯金債権等の情報取得手続

第三者が一名の場合、5,000円

第三者が一名増えるごとに、4,000円加算

② 債務者の給与債権に係る情報取得手続

第三者が一名の場合、6,000円

第三者が一名増えるごとに、2,000円加算

※ 情報取得手続申立書に貼付する申立手数料（申立1件につき、1,000円）は、収入印紙で納付していただく必要があります。現金での納付ができません。収入印紙は郵便局等で予めお求めの上、ご準備ください。

2 情報取得手続に係る現金予納の担当部署（保管金担当部署）

- ・大阪地方裁判所第14民事部は、同庁出納第二課です。
- ・大阪地方裁判所堺支部は、同支部会計係です。
- ・大阪地方裁判所岸和田支部は、同支部会計係です。

3 予納の方法

郵便料等の現金予納には、以下の3つの方法があります。

(1) 窓口納付

- ① 情報取得手続申立後、受付窓口で保管金提出書の交付を受ける。
- ② 保管金提出書、印鑑及び現金を準備し、保管金担当部署で保管金納付手続を行う。

(2) 口座振込

- ① 情報取得手続申立後、受付窓口で保管金提出書及び裁判所保管金振込依頼書（3枚複写）の交付を受ける。
- ② 最寄りの金融機関から振込手続を行う（振込名義人と保管金提出者は同一人に限られ、振込手数料は提出者の負担となります。）。
- ③ 必要事項を記載し押印した保管金提出書及び保管金受入手続添付書（裁判所提出用）（2枚目）を保管金担当部署に提出する（郵送可）。

(3) 電子納付

事前の登録が必要です。詳細は、「保管金の電子納付について」をご覧ください。

4 予納金の残金の還付

予納時に提出した保管金提出書の「還付金の振込先等」欄に記載された口座に振り込む方法等により還付します。